

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成30年5月21日付けで行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は、違法性又は不当性がある旨を主張しているものと解される。

- 1 本件書面の「却下理由」欄に記載された「令1条2項各号」並びに「基準」を記載した書面がないため却下理由が正しいのか判断できない。
- 2 バス・電車に乗れない者に対し、過酷な裁定であると考える。
- 3 歩行困難なため、移動は車椅子で行っている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の

規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 1月25日	諮問
平成31年 3月15日	審議（第31回第2部会）
平成31年 4月19日	審議（第32回第2部会）
令和 元年 5月17日	審議（第33回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

法26条の2は、「特別障害者」に対して、手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者とは、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」とする。

法施行令1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙3。以下「別表第二」という。）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの（法施行令1条2項1号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する

場合（別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令1条2項2号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（別紙2。以下「別表第一」という。）各号（10号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（法施行令1条2項3号）

(2) 受給資格認定手続

法26条の5において準用する法19条は、特別障害者手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならないとし、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）15条は、上記受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書に、受給資格者が法2条3項に規定する者であることに関する医師の診断書（省令15条2号）を添えて、手当の支給機関に提出しなければならないとする。

また、認定基準第一・3は、法施行令1条2項1号ないし3号のいずれかに該当する障害の程度に係る認定は、原則として、医師の診断書（省令15条2号）によりなされることとする。

なお、認定基準第一・7によれば、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとされている。

2 個別具体的検討

(1) 判断基準

上記 1・(2)の受給資格認定手続に鑑みれば、本件請求に対する認定・非認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分取消理由があるとする事はできないものと認められる。

(2) 法施行令 1 条 2 項各号該当性の検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当がないかどうか、以下、検討する。

本件診断書は、「肢体不自由用」であり、「障害の原因となった傷病名」欄（別紙 1・ア）は「四肢感覚神経障害、下肢筋力低下」とされている。そこで、上肢、下肢及び体幹の機能障害について、請求人の有する障害の程度が法施行令 1 条 2 項各号に該当するかどうか判定すべきものと認められる。

(3) 法施行令 1 条 2 項 1 号該当性について

ア 認定基準

(ア) 別表第二第 3 号について

認定基準は、別表第二第 3 号に該当する障害について、「両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の 3 大関節中いずれか 2 関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域 10 度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト 2 以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。」としている（第三・1・(3)・ア）。また、「両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著し

い変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、癱痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれが無いのとほとんど同程度の機能障害があるものをいう。なお、この場合には日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。」とし、㊸タオルをしぼる（水を切れる程度）及び㊹とじひもを結ぶ（10秒以内に行う）の2つの動作を挙げる（第三・1・(3)・ウ）。

(イ) 別表第二第4号について

認定基準は、別表第二第4号に該当する障害について、「両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。」とする（第三・1・(4)・ア）。

(ウ) 別表第二第5号について

認定基準は、別表第二第5号に該当する障害について、「座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることが出来るものをいう。」とする（第三・1・(5)・イ）。

イ 本件診断書の検討

(ア) 別表第二第3号について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・カ・ク）には、両上肢の3大関節のうち、左肩関節の関節運動筋力については、「著減又は消失」と記載されているものの、右肩関節については「半減」と記載され、3大関節すべての関節可動域についての記載はない。また、「日常生活動作の障害程度」欄（別紙1・ク）には、「タオルを絞る（みずをきれ程度）」、「とじひもを結ぶ」のいずれも○（ひとりでもうまくできる場合）とある。

したがって、両上肢に係る請求人の障害程度は、別表第二第3号に該当しない。

(イ) 別表第二第4号について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・カ・ク）には、両下肢の3大関節のうち、左股関節、左膝関節及び左足関節の関節運動筋力については、「著減又は消失」と記載されているものの、右股関節、右膝関節及び右足関節の関節運動筋力については「半減」と記載され、3大関節すべての関節可動域についての記載はない。

したがって、両下肢に係る請求人の障害程度は、別表第二第4号に該当しない。

(ウ) 別表第二第5号について

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄（別紙1・ク）においては、「すわる（正座・横すわり、あぐら、脚なげ出し）」は補助具等を使用しなければ×（ひとりでは全くできない場合）と記載されている。したがって、「体幹の機能に座っていることができない程度」の障害を有するものとして別表第二第5号に該当すると解せられる。

(エ) 小括

以上より、請求人の障害は、別表第二のうち第5号にのみ該当すると考えられるから、同表のうち2つの障害を有することを要件とする法施行令1条2項1号に該当するとは認められない。

(4) 法施行令1条2項2号該当性について

ア 認定基準

認定基準は、法施行令1条2項2号に該当する障害程度は、①別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表（別紙4。以下「次表」という。）に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（第三・2・(1)）、又は②別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表（別紙5）の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである）（同(2)）とする。

上記（(3)・イ）のとおり、請求人の障害は別表第二のうち、第5号に該当すると認められることから、その他に次表に規定する障害を重複して有しているか、又は日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上になるかを検討する。

イ 本件診断書の検討

(ア) 次表第6号ないし第8号該当性について

本件診断書からすれば、請求人が有する障害のうち、体幹の機能障害を除くと、四肢の機能障害に関する記載があることから、次表の第6号ないし第8号に該当する可能性があるか検討する。

第6号について、認定基準は、「両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものとは、両上肢のおや指及びひとさし指の各々の関節の可動域が10度以下のものとする。」としている（第三・2・(1)・カ・(ア)）ところ、本件診断書の「手指の関節の可動域」欄（別紙1・カ・(オ)）には全く記載がないため、請求人の有する障害は、次表第6号に該当するとは認められない。

第7号について、認定基準は、「一上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度のものとする。」とし（第三・2・(1)・キ・(ア)）、「一上肢のすべての指の機能を全廃したものとは、一上肢のすべての指の各々の関節の可動域が10度以下のものとする。」としている（第三・2・(1)・カ・(ウ)）ところ、本件診断書によれば、上記（3）・イ・(ア)等）のとおりであるから、請求人の有する障害は、次表第7号に該当するとは認められない。

第8号について、認定基準は、「一下肢の機能を全廃したものとは、一下肢の股、膝及び足の3大関節のいずれの関節とも用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以

下) している場合で起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度のものである。」としているところ、上記(3)・イ・(イ)のとおり、請求人の左股関節、左膝関節及び左足関節のいずれの関節運動筋力も「著減又は消失」と記載されていることから、請求人の有する障害は、次表第8号に該当すると認められる。

以上より、請求人の有する障害のうち、四肢の機能障害に関するものは、次表の第8号にのみ該当すると解されるから、3つの障害を有している場合を想定している上記(ア・①)には該当しない。

(イ) 日常生活動作評価表の判定について

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄(別紙1・ク)によれば、日常生活動作評価表の判定項目のうち、「5 座わる(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する)」及び「14 片足で立つ(左)は×(ひとりでは全くできない場合:2点)とあり、「6 立ち上る」及び「8 階段の昇降」は△(ひとりでもできてもうまくできない場合:1点)とあるものの、その他の項目は全て○(ひとりでもうまくできる場合:0点)とある。これを評価すると、請求人の日常生活動作の障害程度はおおむね6点と解され、10点以上とする上記(ア・②)には該当しない。

ウ 小括

以上から、請求人の有する障害は法施行令1条2項2号(1)・(1)・イ)には、該当しない。

(5) 法施行令1条2項3号該当性について

ア 認定基準

認定基準は、法施行令1条2項3号に該当する障害程度は、別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障

害を有するものであって、結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（第三・3・(1)）又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（第三・3・(2)）とする。

イ 本件診断書の検討

- (ア) 本件は、結核の治療指針に掲げる安静度表の1度に該当する状態には至らないため、上記ア・①には該当しない。
- (イ) 本件診断書に記載された請求人の有する障害は四肢及び体幹の機能障害であるから、上記ア・②にも該当しない。

ウ 小括

以上から、請求人の有する障害は、法施行令1条2項3号（1・(1)・ウ）には該当しない。

(6) 総括

以上のとおり、請求人の障害程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法2条3項）に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということとはできない。

3 その他請求人の主張の検討

請求人は、上記第4のとおり主張するが、法令等の定めに鑑みれば、手当受給資格の認定判断は、その制度上、診断書を基に、診断時の症状に基づいて判断されるものであり（1・(2)）、本件診断書からすると、請求人の障害程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っていないことは上記2のとおりで

ある。

また、処分庁は、請求人の障害程度の認定結果について本件処分通知書により請求人に通知する際に、却下理由を「令1条2項各号の障害程度に達していないためです。診断書項目⑪「日常生活動作の障害程度」が基準（10点以上）に満たないため、非該当と判断いたしました。」と記載した本件書面を添付している。これは、請求人の障害内容から、該当する判断項目について記載したものと考えられることから、このような理由付記をもって本件処分を違法・不当ということはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし別紙5（略）